


所管部課	市民部 地域振興課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市消費生活相談実施要領の一部を改正する要領について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市消費生活センター条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年第1回市議会定例会において、東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、東大和市消費生活相談実施要領の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 条例第2条第2項の規定に基づき運用してきた消費生活相談の受付日について、条例の一部改正に伴い、「次に掲げる日以外の月曜日から水曜日及び金曜日」から「月曜日から金曜日」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 条例の改正に則して要領の一部を改正することで、適切な事業の運用を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月 第1回市議会定例会において、東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例について可決。 令和3年3月24日(水)…市長決裁済(要領改正) 					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁議への報告後、市報や市公式ホームページに掲載予定。 					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。